

第12回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 概要

8月27日から9月12日まで滋賀県の緊急事態宣言の適用が決定され、県内の病床使用率は9割を超え医療体制がひっ迫しており、本市においても危機的な局面を迎えている。この状況を踏まえ、市内の感染状況や各部局における対応・対策について情報共有を図るため開催したものである。

- 1 日時 令和3年8月26日（木）17時00分～17時35分
- 2 場所 災害対策本部室
- 3 出席者 市長、副市長、各部局長、危機管理監、保健所次長等（約20人）

4 内容

(1) 市長メッセージ

別紙のとおり（会議資料参照）

(2) 市内の感染状況について（会議資料参照）

【健康保健部 保健所】

- ・8月25日時点で、累計3,406人の発生があり、そのうち1243人が8月の発生
- ・最近の傾向としては、50代までの発生が多くなっている一方で、65歳以上の発生は抑えられている。これはワクチン接種の効果の表れではないかと考えている
- ・第3波、第4波と比べて第5波が急激に発生件数が増加している
- ・感染経路としては、ここ数日はお盆の帰省や会食といった日ごろとは違った交流により、感染が広がっていると思われるケースが増えている状況
- ・7月以降は、50歳代の患者が9割以上を占めており、高齢者の発生は抑えられている状況
- ・最近は特に若い世代、20歳代以下の患者が約半数と大変増加している状況
- ・7月下旬から新規感染者が増え始め、8月17日には過去最多となる104件の発生
- ・新規感染者の増加に伴い、自宅療養者も増えており、400件に迫る状況
- ・全国的にも、第5波は第4波の時に比べて、感染拡大の速度が大変速く、これからも感染者は増加すると思われる。大変予断を許さない状況にある
- ・近隣府県の状況を見ても、感染拡大が終息する兆しはない
- ・あらためて感染対策のより一層の徹底を職員に周知いただき、職場だけでなく日常の家庭生活においても更なる感染拡大の防止に努めていただきたい

(3) 市の施設及びイベントに関する対策について（会議資料参照）

【危機管理監】

- ・滋賀県における緊急事態措置について対象区域は県内全域であり、8月27日から9月12日までの措置
 - 1 県民にむけて、不要不急の外出自粛の徹底と、県外の方に対しては滋賀県への不要不急の来県を控えるよう要請
 - 2 イベント等の開催制限は収容率50パーセント以下、人数上限5,000人、開催時間は21時までを目安
 - 3 飲食店に対する休業や営業時間の短縮、大型商業施設等に対する営業時間の短縮等の要請

- 4 事業者テレワーク・時差出勤等の徹底を要請
- 5 公共交通機関に主要駅等における検温の実施を協力依頼
- 6 大学等にオンライン授業の活用等を要請
- 7 県立学校等の対応として部活動の停止等を実施
- 8 県立施設の休館や開館時間の短縮等

<大津市の方針>

・8月27日から9月12日までの対策として県の方針に基づきこれまで以上の強い措置を講じる

- 1 市の施設は、まん延防止等重点措置から引き続いて開館時間を短縮、新たに一部の施設について休館
- 2 イベントの開催は収容率50パーセント以下かつ人数上限5,000人、開催時間21時まで

(4) 各部局における対応・対策について

【総務部】

- ・県における緊急事態宣言の発出に伴う業務継続計画の対応について本日付けで文書を発出(会議資料参照)
- ・前回8月6日付けの通知文と基本的な内容は変わらないが、職員の危機意識のレベルを上げていただく内容
- ・濃厚接触者が増加しているほか、家族が陽性者となった場合、今まで入院ができていたが、自宅療養が増えつつあり、家庭内での濃厚接触の可能性のある職員の自宅待機期間が長くなることなどにより、業務負担の増が危惧される。今まで以上に業務の縮小・先送り・休止を検討いただき、優先度の高い業務に集中していただくようお願いする。別途BCP本部会議を開催し、あらためて徹底を図る
- ・勤務形態について、現時点では2交代制勤務は実施しないが、職員間で感染の傾向が出てきた場合、BCP本部会議でその必要性を判断する予定
- ・接触機会を減らすために、テレワークに加えて自治体専用ビジネスチャットのLoGoチャットの積極的な活用をお願いする
- ・外出移動、健康観察、職場外の感染拡大防止策は引き続き徹底をお願いする。特に換気については非常に重要であると言われており、午前1回、午後2回のアナウンスはしているが、30分、1時間、こまめに換気をしていただきたい
- ・マスクは可能な限り不織布性のマスクを着用し、感染拡大防止を一層徹底していただきたい
- ・保健所の負担を少しでも減らして効率的な疫学調査に寄与するため、職員の陽性者が発生した時、各所属でどのような報告をすればよいか、様式も含めて統一し、BCP本部会議で示していきたい

【企業局】

- ・総務部長から説明のあった事項については企業局においても対応する
- ・水再生センター屋上のテニスコートは8/27から完全閉鎖
- ・職員体制は、浄水管理センターの勤務職員は真野浄水場あるいは新瀬田浄水場に分散勤務し体制を分けていく。水再生センターの職員もセンター内で執務室を分散し感染防止対策を講じる

【消防局】

- ・引き続き、コロナの陽性患者の救急搬送体制に万全を期していく

【産業観光部】

- ・マスクを着用しない温泉施設である比良とびあ、マスクをはずして活動する勤労福祉センターに併設されている勤労者体育センターは中止・閉館
- ・曳山展示館や旧竹林院などの観光施設は開館するが、それぞれの施設規模に応じて、一度に入館できる人数制限を実施
- ・葛川森林キャンプ村は予約の受付は停止
- ・道の駅レストランなど、酒類を提供する施設では、期間中の酒類の提供の中止要請を行う
- ・事業者からの支援などに関する問い合わせにも対応できるような体制に努めていく

【都市計画部】

- ・なぎさ公園駐車場と一部の公園駐車場は閉鎖
- ・公園施設等に関する行為許可は、宣言期間中は、新規の許可を行わない
- ・運動公園施設は、県立施設の対応に準じて、皇子山総合運動公園野球場や陸上競技場などを閉鎖

【建設部】

- ・施工中の工事及び業務は、引き続き、感染防止に努めながら継続していく
- ・可能な限り、オンラインやWEB会議等を活用した打合せに努める
- ・打ち合わせや住民等との立会は最小限に努め、特に滋賀県外からの立会は控える
- ・公共駐車場や自転車駐車場は、生活に密着した施設であるため、感染防止を徹底しながら引き続き運営していく

【健康保健部】

〈感染拡大に伴う保健所の体制整備〉

- ・積極的疫学調査を担う保健師等の専門職は、感染拡大の状況に応じて、すでに兼務辞令が発令されている保健師等の専門職を適宜保健予防課に配置しつつ、滋賀県からの応援協定に基づき8月16日から8月31日までの間、保健師1名の応援派遣をいただいている
- ・専門職には人材に限界があることから、専門職の業務を細分化し、事務的業務は事務職が担うこととし、8月10日付けで2名、8月20日付けで9名の兼務辞令を発令していただいた。これ以外に保健所内の所属の事務職が、日替わりのローテーションにて検査業務の応援にあたっている。今後も感染状況に応じ、全庁をあげての保健所業務への協力をお願いする

〈新型コロナウイルスワクチン接種〉

- ・ワクチン接種は感染拡大防止に向けて大いに効果を発揮しているところであり、市内各診療所における個別接種や、公共施設等における集団接種は、緊急事態宣言下においても、摂取を希望される市民の方が1日でも早くワクチンを摂取できるよう、積極的に進めていきたい
- ・8月24日現在で、大津市全体では1回目摂取が50%を超え、2回目摂取が40%を超えている状況であり、引き続き各部局協力をお願いする

〈公共施設の使用やイベントの開催〉

- ・老人福祉センターや老人憩の家における入浴事業は、マスクをはずしての利用になり、感染リスクが高いことから、入浴施設は閉鎖し利用停止
- ・すこやか相談所、安心長寿相談所、入浴事業以外の老人福祉センターは、感染防止対策を

徹底して通常通り開館するが、各老人福祉センター内のサークル活動における飛まつが飛ぶような内容の活動は引き続き利用停止

〈イベントの事業の開催について〉

- ・ペットの集いや健康フェスティバルは中止、その他、本市主催の研修会、学習会、交流会、講座などについて緊急事態宣言期間中は基本的に延期または中止とし、ただし、オンラインによる開催が可能なものはオンライン開催を予定
- ・乳幼児健診や医療機関委託によるがん検診など市民の健康に直接関わる検診事業は感染防止対策を徹底して実施

【福祉子ども部】

- ・子どもに関する施設や障がい者の施設が非常に多い
- ・保育園、幼稚園、児童クラブ等に対する感染症対策を今後さらに徹底する
- ・陽性者が出た場合、保育園等陽性者がでることが多くあるため、疫学調査の事前調査には積極的に協力したい
- ・児童館や子育て支援施設に関しては基本的にイベントや会議を中止、感染症対策、定員予約制等を取る中で運用
- ・幼稚園は、午前中の登園とし、預かり保育は実施
- ・貸館事業等は 21 時まで、障がい者関連施設は新規予約の停止等を行う

【教育委員会】

- ・小中学校は、子どもの学びの保障や心身の影響を考慮して予定どおり 2 学期を開始
- ・小学校の大半は 9 月 1 日が始業式で 2 学期をスタートする。中学校は、学校によって差があるが早いところで明日始業式を始めて 2 学期をスタートする中学校が複数ある
- ・低年齢層の感染が拡大していることもあり、今まで以上に感染防止対策を徹底すること、さらには慎重に教育活動を滑り出したいということから、9 月 10 日(金)までは全て午前中の授業とする
- ・給食については、当初の計画通り 9 月 3 日から提供し、黙食を徹底するとともに、喫食した後下校する
- ・今までも保護者の方をお願いしていたが、登校前の検温の徹底や、登校してすぐの健康観察の確認。さらには、PCR 検査や濃厚接触者、家族に体調不良者がいる時の出席を控えるという点についてもお願いしていく
- ・9 月 12 日までの主な学校行事等、元々計画が入っていた校外学習や葛川ふるさと自然体験学習、科学館の移動教室等は全て延期
- ・9 月 12 日まで中学校の部活動については停止
- ・運動会、文化祭の合唱等のリスクの高い活動についても行わないということですので既に校長会を通じて徹底している
- ・他の教育委員会の機関について、一部状況に応じて入場制限や閉館時間を前倒しするなどの制限はあるが一部制限で開館を続けていく
- ・学校の体育館等体育施設は、9 月 12 日まで施設の利用は中止

【市民部】

- ・中止、閉鎖する施設は、和邇市民体育館ほか 4 つの市民体育館、坂本市民格技場、市民運動広場、4 つの市民プール、富士見市民温水プール、桐生若人の広場、比良げんき村、大谷乗馬場
- ・学校開放は中止
- ・一部制限をする施設は、市民会館、スカイプラザ浜大津、伝統芸能会館などについては収

容率や閉館時間など県の方針等の対応を行った上で利用

- ・各施設の利用に際しては、利用者の皆様にあらかじめ基本的な感染防止対策の徹底をお願いする

【環境部】

- ・リサイクルセンター木戸は、講座及び会議室の貸し出しが施設の性質上時間短縮は困難で長時間となるため中止
- ・伊香立の観光交流館について、体育目的の貸し出しは中止、その他は時間短縮で貸し出しを行う
- ・田上の衛生プラントのテニスコート、グラウンドは閉鎖

【議会局】

- ・先に開かれた議会運営委員会において、8月通常会議中については議員の出席を2分の1とするとということで決定している
- ・執行部、説明員の出席は前年通常会議と同様のかたちを継続
- ・大津市議会 BCP に基づいて、必要に応じて議会の災害対策会議の開催、議員やその家族の皆様のご健康状態の確認を行う予定
- ・議員への情報提供、情報共有を今後も図っていく

【政策調整部】

- ・広報関係の各部局への依頼事項として、イベントや施設の利用に関わることなど、市民や事業者の皆様へお知らせすべき情報について、適時に正確に、ホームページへの掲載や更新、必要に応じてのプレスリリース等、適切な情報発信をお願いする
- ・ホームページへの掲載作業の留意事項は、本日、職員掲示板に掲示しており、確認をお願いする
- ・市民の皆様、受け取られる皆様が混乱されないよう、分かりやすく安心につながる表現方法に留意いただき、職員への周知徹底をお願いする

(5) その他

〈市長から下記事項の指示〉

- ・市民の皆様、特にそれぞれの施設の利用者の皆様に極めて丁寧な説明、対応をお願いする
- ・これまでの利用制限と異なり、市内での感染拡大が歯止めのかからない状態での利用制限であるということを踏まえた説明、対応をお願いする
- ・第4波までは一日の感染者数は27人が最多であったが、8月17日に104人となっており、これまでと桁違いの感染が拡大していることをあらかじめそれぞれの部局で認識し、市民の皆様や事業者の皆様に対応いただきたい
- ・保健所の負担軽減のために、それぞれ所管する施設での感染が発生した場合における疫学調査についてしっかりと前向きをしていただきたい。このことによって保健所の負担軽減が図れることは十分に留意いただきたい
- ・第5波のこれまでと桁違いの感染拡大に伴い、保健所の機能を維持するのがままならない状況
- ・これまでも体制強化に向けて兼務の発令を各部局に尽力いただいているが、更なる体制強化が必要になってくるため、それぞれ本務があることは十分理解しているが今保健所の機能が損なわれれば市民の皆様の命と健康を守れない。このことを十分認識し、協力をお願いする

- ワクチン接種は加速させる。しっかりと集団接種についての力添えをお願いする
- 今は正念場である。人流抑制という言葉のみならず、これまでより感染力が強い。マスクを外して活動するような場面は原則的には認めないという厳しい姿勢で臨まなければいけない
- 今まででは屋外であれば大丈夫ということでやってきたが、そのようなことも含めてそれぞれの施設で周知徹底をお願いしたい
- これ以上感染が増えると保健所のみならず医療提供体制が崩壊する。そのことをしっかりと踏まえて対応をお願いしたい
- 最後に、庁内の健康観察をさらにレベルをあげていただきたい。今までの取り組みの中で健康観察を十分やっただいてはいるが、庁内での感染もゼロにはなっていない。このことをしっかりと踏まえた対応をお願いする
- 緊急事態宣言は9月12日までとなっているが、その先のことはまだ不透明である。このこともしっかりと念頭に置きながらこの間の取り組みをお願いしたい